(2) 犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること。

(3) この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助すること等

(二) 締約国は、すべての重大な犯罪並びに第五条、第八条及び第二三条の規定に従って定められる犯罪を前提犯罪に含める。自国の法律が特定の前提犯罪を列記している締約国の場合には、その列記には、少なくとも、組織的な犯罪集団が関連する犯罪を包括的に含める。

5 資金洗浄と戦うための措置（第七条関係）

締約国は、資金洗浄を抑止し及び探知するために金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。

6 腐敗行為の犯罪化（第八条関係）

締約国は、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(一) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員等のために不当な利益を約束し、申し出又は供与すること。

(二) 公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員等のために不当な利益を要求し又は受領すること。

7 法人の責任（第一〇条関係）

締約国は、自国の法的原則に従い、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪への参加並びに第五条、第六条、第八条及び第二三条の規定に従って定められる犯罪について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

8 訴追、裁判及び制裁（第一一条関係）

締約国は、第五条、第六条、第八条及び第二三条の規定に従って定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

9 没収及び押収（第一二条関係）

締約国は、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、この条約の対象となる犯罪により生じた犯罪収益及びこの条約の対象となる犯罪において用い又は用いようとした財産等の没収を可能とするため、必要な措置をとる。

10 没収のための国際協力（第一三条関係）

締約国は、第一二条に規定する犯罪収益等が自国の領域内にある場合において、この条約の対象となる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で協力する。

11 裁判権（第一五条関係）

(一) 締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び犯罪が自国の船舶内又は航空機内で行われる場合において、第五条、第六条、第八条及び第二三条の規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。締約国は、犯罪が自国の国民に対して行われる場合等にも、自国の裁判権を設定することができる。

(二) 締約国は、容疑者が自国の国民であることのみを理由として自国の領域内に所在する容疑者の引渡しを行わない場合においては、この条約の対象となる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

12 犯罪人引渡し（第一六条関係）

(一) この条約の対象となる犯罪並びに第五条、第六条、第八条及び第二三条に規定する犯罪並びに重大な犯罪であって、組織的な犯罪集団が関与し、かつ、引渡しの請求の対象となる者が請求を受けた締約国の領域内に所在するものについてこの条を適用する。ただし、請求に係る犯罪が請求を行った締約国及び請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができるものであることを条件とする。

(二) この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

(三) 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において、当該請求を行った締約国の請求があるときは、その引渡しが求められている自国の領域内に所在する者の抑留等を行うことができる。

(四) 締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき容疑者が自国の国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、犯罪人引渡しの請求を行った締約国からの要請により、不当に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。

13 法律上の相互援助（第一八条関係）

(一) 締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

(二) 法律上の相互援助は、供述の取得、裁判上の文書の送達の実施等のために要請することができる。

(三) この条約の対象となる犯罪に関する捜査等のための証拠の収集についての援助の提供のために、一の締約国の領域内において拘禁され又は刑に服している者が他の締約国において出頭することが要請された場合において、当該者が事情を知らされた上で任意に同意し、かつ、双方の締約国が合意するときは、当該者を移送することができる。

(四) 一の締約国の司法当局が他の締約国の領域内に所在する個人を証人又は専門家として尋問する必要がある場合において、当該個人が直接出頭することが不可能であるか又は望ましくないときは、ビデオ会議によって尋問を行うことを認めることができる。

14 特別な捜査方法（第二〇条関係）

締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる場合には、監視付移転の適当な利用及び適当と認める場合には電子的監視等の特別な捜査方法の利用ができるように、可能な範囲内で、かつ、自国の国内法により定められる条件の下で、必要な措置をとる。

15 司法妨害の犯罪化（第二三条関係）

締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせること等の目的のために暴行を加え又は不当な利益を約束すること等の行為及び裁判官又は法執行の職員によるこの条約の対象となる犯罪に関する公務の遂行を妨害するために暴行を加える等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

16 証人の保護（第二四条関係）

締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する刑事手続において証言する証人等について、生じ得る報復等から保護するため、適当な措置をとる。

17 被害者に対する援助及び保護の提供（第二五条関係）

締約国は、この条約の対象となる犯罪の被害者に対し、援助及び保護を与え、被害者が損害賠償等を受けられるよう適当な手続を定める。

18 法執行のための協力（第二七条関係）

締約国は、この条約の対象となる犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるため相互にかつ緊密に協力する。締約国は、特にこの条約の対象となる犯罪に関する情報の交換を促進すること等のための効果的な措置をとる。

19 その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）（第三〇条関係）

締約国は、開発途上国等に技術援助を与えること等の国際協力を通じ、可能な範囲内で、この条約の最も適当な実施に貢献する措置をとる。

20 締約国会議（第三二条関係）

(一) 国際的な組織犯罪と戦う締約国の能力を向上させるため並びにこの条約の実施を促進し及び検討するため締約国会議を設置する。

(二) 国際連合事務総長は、この条約の効力発生の後一年以内に締約国会議を招集する。

(三) 締約国は、締約国会議から要請があったときは、この条約を実施するための計画及び実行並びに立法上及び行政上の措置に関する情報を提供する。

21 条約の実施（第三四条関係）

(一) 締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる。

(二) 第五条、第六条、第八条及び第二三条の規定に従って定められる犯罪については、各締約国の国内法において、国際的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。ただし、第五条の規定により組織的な犯罪集団の関与が要求される場合は、この限りでない。